

令和 7 年度  
一般国道 368 号（下太郎生拡幅）道路整備事業  
環境影響評価事後調査報告書

三 重 県 津 建 設 事 務 所



## 目 次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第1章 事業概要及び調査の位置付け.....    | 1  |
| 1.1 事業者の氏名及び住所.....       | 1  |
| 1.2 対象事業の名称、種類及び規模.....   | 1  |
| 1.3 調査の位置付け.....          | 1  |
| 1.4 工程表.....              | 2  |
| (1) 工事工程表.....            | 2  |
| (2) 事後調査工程表.....          | 2  |
| 1.5 対象事業実施区域.....         | 5  |
| 第2章 事後調査の概要.....          | 7  |
| 2.1 調査目的.....             | 7  |
| 2.2 調査実施機関.....           | 7  |
| (1) 猛禽類調査.....            | 7  |
| (2) 水質調査.....             | 7  |
| 2.3 調査手法.....             | 8  |
| (1) 猛禽類調査.....            | 8  |
| (2) 水質調査.....             | 14 |
| 第3章 猛禽類調査の結果.....         | 19 |
| 3.1 確認種と確認結果の概要.....      | 19 |
| 3.2 希少猛禽類の確認状況.....       | 20 |
| (1) クマタカ.....             | 20 |
| (2) サシバ.....              | 24 |
| (3) その他の希少猛禽類.....        | 27 |
| 3.3 希少猛禽類調査結果についての考察..... | 34 |
| (1) クマタカ.....             | 34 |
| (2) サシバ.....              | 34 |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| (3) その他の希少猛禽類.....           | 35 |
| 第4章 水質調査結果.....              | 36 |
| 4.1 調査結果.....                | 36 |
| 4.2 水質調査結果についての考察.....       | 36 |
| 第5章 オオサンショウウオ調査結果.....       | 37 |
| 第6章 事後調査の結果の検討に基づき必要な措置..... | 37 |
| 6.1 猛禽類調査.....               | 37 |
| 6.2 水質調査.....                | 37 |
| 6.3 オオサンショウウオ調査.....         | 37 |

## 第1章 事業概要及び調査の位置付け

### 1.1 事業者の氏名及び住所

事業者の名称 三重県

代表者の氏名 三重県知事 一見 勝之

主たる事務所の所在地 三重県津市広明町13番地

### 1.2 対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称 一般国道368号（下太郎生拡幅）道路整備事業

対象事業の種類 道路の新設事業

対象事業の規模 事業区間 自) 三重県津市美杉町太郎生 飯垣内地区  
至) 三重県津市美杉町太郎生 寺垣内地区

延 長 約3km

車 線 数 2車線

### 1.3 調査の位置付け

一般国道368号（下太郎生拡幅）道路整備事業は、平成24年7月に三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価書の公告縦覧を完了した。

一般国道368号（下太郎生拡幅）道路整備事業の実施にあたり、平成27年度より工事に着手したことに伴い、事後調査計画では水質（SS 濃度）、陸生動物（ハチクマ、オオタカ、サシバ）及び陸生動物・生態系（クマタカ、オオサンショウウオ）が事後調査項目として定められている。

本年度はこのうち、水質（SS 濃度）、陸生動物（ハチクマ、オオタカ、サシバ）及び陸生動物・生態系（クマタカ）について調査を実施した。令和7年度の事後調査計画は、表 1.3-1に示すとおりである。

表 1.3-1 事後調査計画

| 項目       |               | 調査手法                                       | 調査地点                     | 調査開始時期・期間                                            |
|----------|---------------|--------------------------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------|
| 水質       | SS 濃度         | ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）付表8      | 3地点（工事箇所の上・下流部及び河川への放流口） | 河川に影響のある区間及び工種の施工中、降雨中または後に2回程度実施する。                 |
| 陸生動物     | ハチクマ、オオタカ、サシバ | ・行動圏調査<br>サシバの営巣確認を主体に、他の猛禽類も確認・記録する。      | 1地点                      | ・工事実施直前～工事実施中の繁殖期について、2～3月、5月、7～8月にそれぞれ1回（各3日間）実施する。 |
| 陸生動物・生態系 | クマタカ          | ・行動圏調査<br>クマタカ以外の猛禽類も確認・記録する。              | 2地点                      |                                                      |
|          | オオサンショウウオ     | 夜間調査、生息環境調査により、オオサンショウウオの生息状況、巣穴利用状況を確認する。 | 名張川（事業実施区域内）             | 道路改良工事の実施前に、施工箇所周辺やその下流側を中心に1回実施する。                  |

※赤枠は令和7年度に実施した調査を示す。

## 1.4 工程表

### (1) 工事工程表

工事工程表（平成27年～令和9年）は、表 1.4-1 に示すとおりである。

### (2) 事後調査工程表

事後調査工程表（平成27年～令和9年）は、表 1.4-2 に示すとおりである。

$$\begin{array}{c} | \\ \omega \\ | \end{array}$$

凡例) ■:過年度実施工事 ■:本年度実施工事 ■:工事実施予定 ■:中止

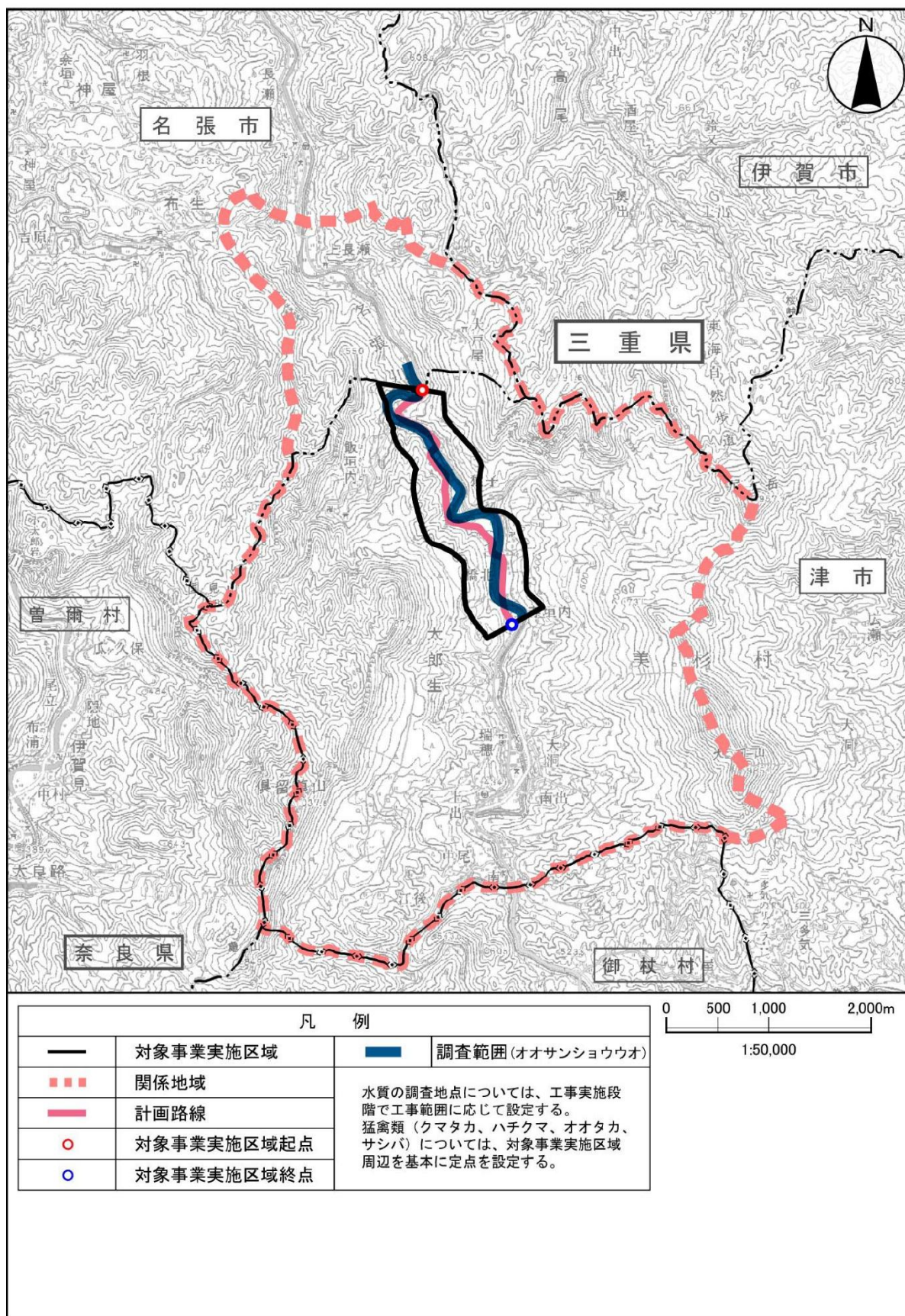
道路改良工事を継続実施（令和20年度に完了予定）

表 1.4-2 事後調査工程表 (平成 27 年～令和 9 年)

[illegible]

### 1.5 対象事業実施区域

対象事業実施区域は、津市美杉町太郎生地内であり、図 1.5-1 に示すとおりである。



出典：一般国道 368 号（下太郎生拡幅）道路整備事業環境影響評価書（平成 24 年 4 月、三重県）

図 1.5-1 対象事業実施区域

## 第2章 事後調査の概要

### 2.1 調査目的

令和7年度調査においては、事後調査計画に基づき、工事実施中の調査として対象事業実施区域及びその周辺における猛禽類及び水質を対象に調査を実施し、事業実施による影響の有無を確認した。

なお、令和7年度は河道内の改変を伴う工事は実施しなかったことから、オオサンショウウオに係る事後調査は行わなかった。

### 2.2 調査実施機関

#### (1) 猛禽類調査

##### 【令和7年調査】

調査機関の名称：株式会社エイト日本技術開発 三重支店

代表者の氏名：三重支店長 ■■■ ■■■

主たる事業所の所在地：三重県津市大門 6-5

##### 【令和8年調査】

調査機関の名称：株式会社建設技術研究所 三重事務所

代表者の氏名：所長 ■■■ ■■■

主たる事業所の所在地：三重県津広明町 112 番地の 5

#### (2) 水質調査

調査機関の名称：昭和環境分析センター株式会社

代表者の氏名：代表取締役 ■■■ ■■■

事業所所在地：群馬県館林市堀工町 1884-28

## 2.3 調査手法

### (1) 猛禽類調査

#### ①調査対象

希少猛禽類のクマタカを主対象とし、ハチクマ、オオタカ、サシバに注目して調査を実施した。その他の希少猛禽類が確認された場合は、調査対象に含めて記録した。また、トビを除くその他の希少猛禽類についても、調査対象と同様に記録を行った。

#### ②調査範囲・地点

調査範囲は、対象事業実施区域及びその周辺とした。調査地点は2地点を設定した。

なお、各調査時に使用する地点は予め複数の調査地点を設定し、猛禽類の出現状況に応じて地点を選定し、調査を実施した。調査地点の概要は表 2.3-1 に、調査地点位置は図 2.3-1 に、令和7年度に配置した調査地点からの眺望写真は図 2.3-2 に示すとおりである。

また、クマタカの繁殖状況は、図 2.3-1 に示した巣 KN1 において、平成 22、27、28 年の計 3 回繁殖に成功している。その後、巣 KN1 は令和元年 12 月の現地踏査時に落巢していることを確認した。令和元年、令和 4 年には、巣 KN1 の東側の巣 KN3 において、計 2 回繁殖に成功している。

サシバの繁殖状況は、令和元年に■■■■で巣 SN1 を、■■■■で巣 SN2 を新規に確認し、繁殖成功を確認した。令和 2 年には巣 SN3 を、令和 5 年に SN4、SN5 を、令和 6 年に SN6、令和 7 年に SN7 を新たに確認した。

表 2.3-1 調査地点の概要

| 調査定点    | 概 要                                                                    |
|---------|------------------------------------------------------------------------|
| St. 1   | KN3 の営巣木及び周辺が視認可能。<br>営巣地周辺の動きや営巣地西側へ飛翔する動きを追跡することが可能。                 |
| St. 2   | KN2 周辺の動きを追跡することが可能。<br>■■■■の谷中を観察することが可能。                             |
| St. 4   | SN1 で繁殖したサシバ■■■■ペアの営巣谷を観察することが可能。<br>■■■■を横断するクマタカ■■■■ペアの飛翔を観察することが可能。 |
| St. 4'  | KN3 の巣下部を視認することが可能。<br>クマタカ■■■■ペアの営巣谷や■■■■を観察することが可能。                  |
| St. 5   | 調査範囲の南端、■■■■を広く観察することが可能。<br>サシバ■■■■ペアが■■■■を横断する動きなど追跡可能。              |
| St. 14  | サシバ SN1 で繁殖したサシバ■■■■ペアの営巣谷を観察することが可能。<br>■■■■を広く観察することが可能。             |
| St. 15  | SN2 で繁殖したサシバ■■■■ペアの営巣谷及びその周辺を観察することが可能。<br>遠方であるが KN3 を視認することが可能。      |
| St. 15' | ■■■■南側の小さな谷周辺を含めて周囲を広く見渡すことが可能。                                        |
| St. 16  | SN1 で繁殖したサシバ■■■■ペアの営巣谷を正面に観察することが可能。                                   |
| St. 17  | KN2 周辺の動きを追跡することが可能。<br>調査範囲の北端や■■■■の谷中を観察することが可能。                     |

※各調査時に使用する地点は、猛禽類の出現状況に応じて本表の中から 2 地点を選定した。

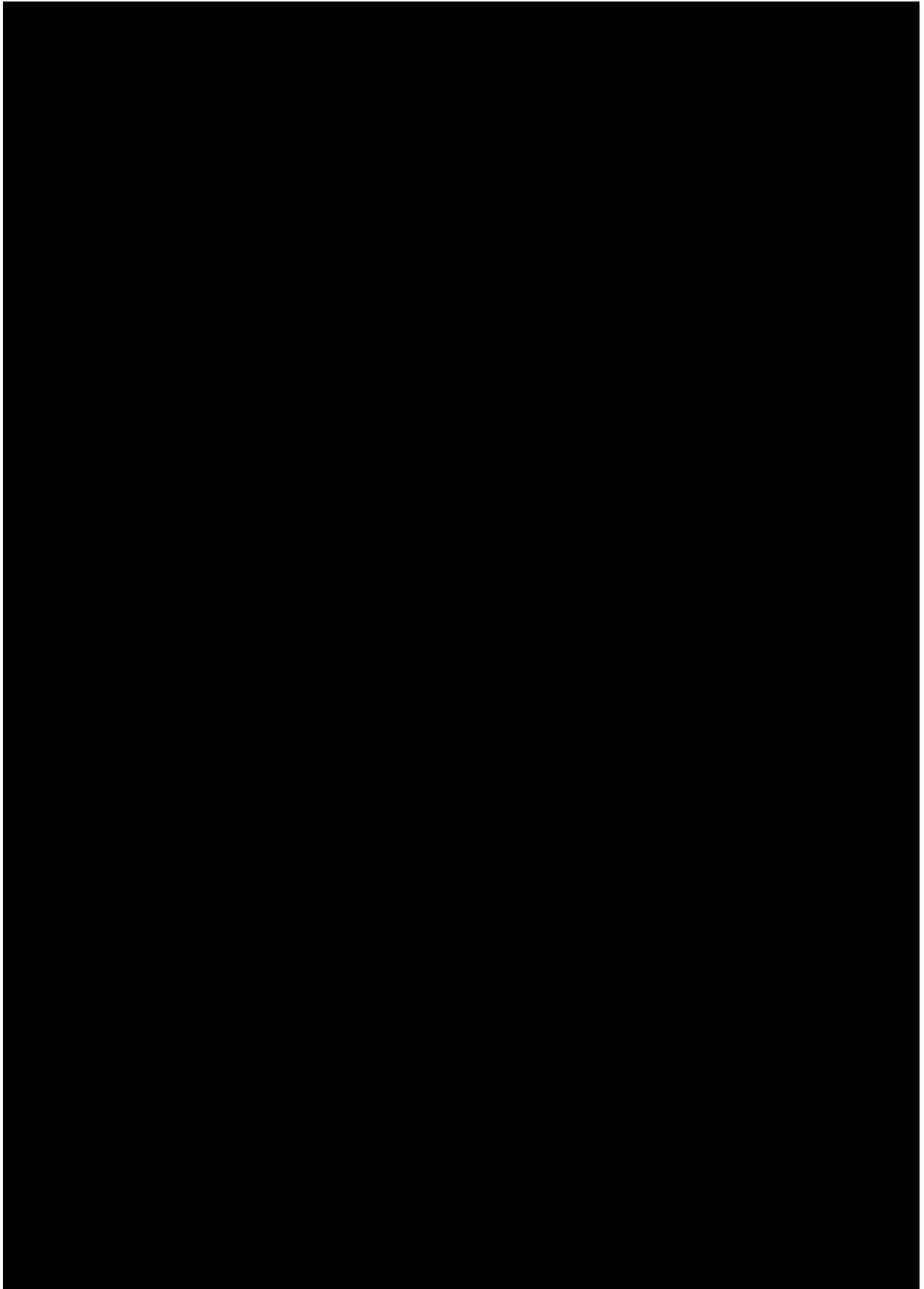


図 2.3-1 猛禽類調査の調査範囲及び調査地点

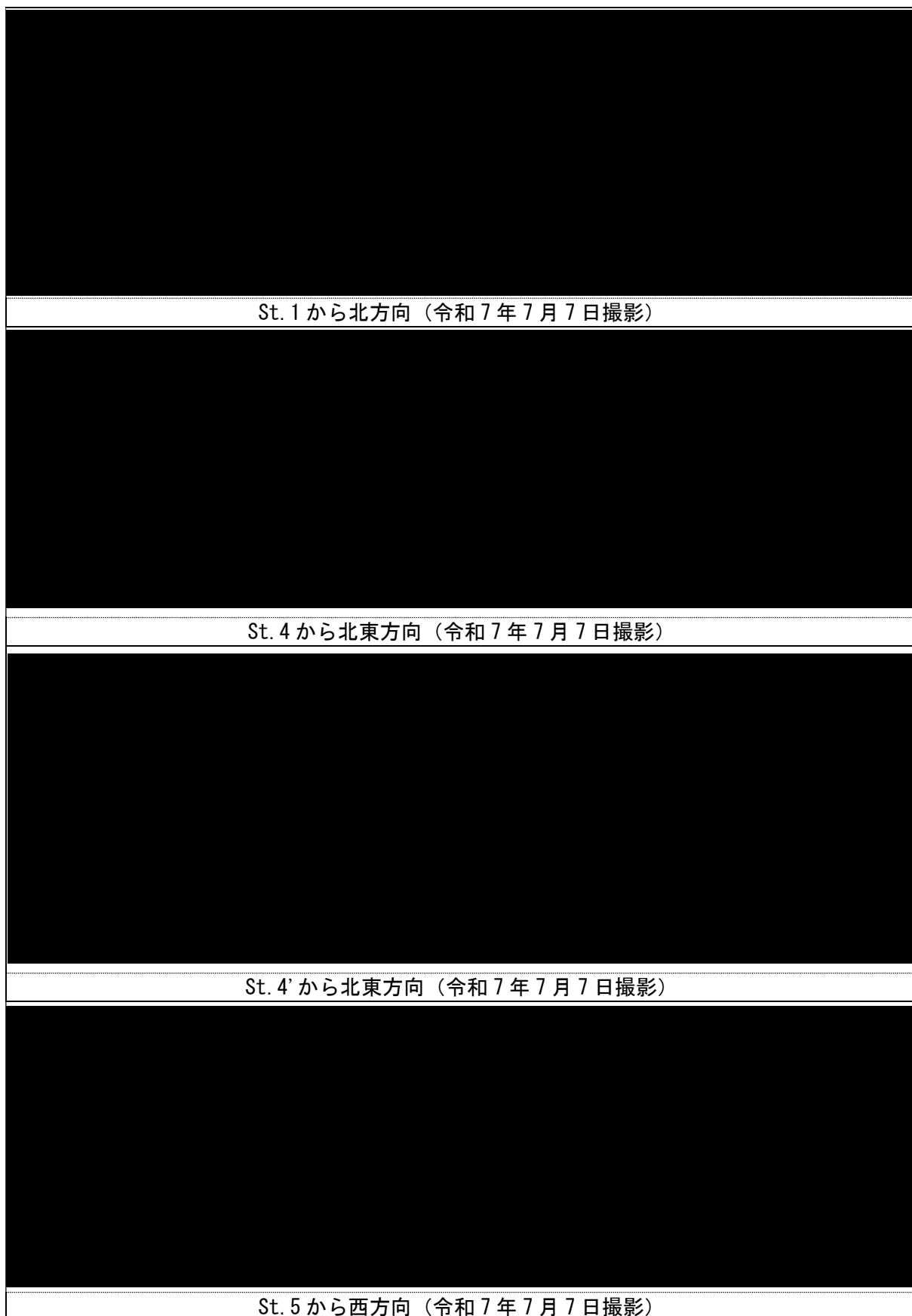


図 2.3-2 (1) 猛禽類調査地点（令和 7 年度配置）からの眺望写真

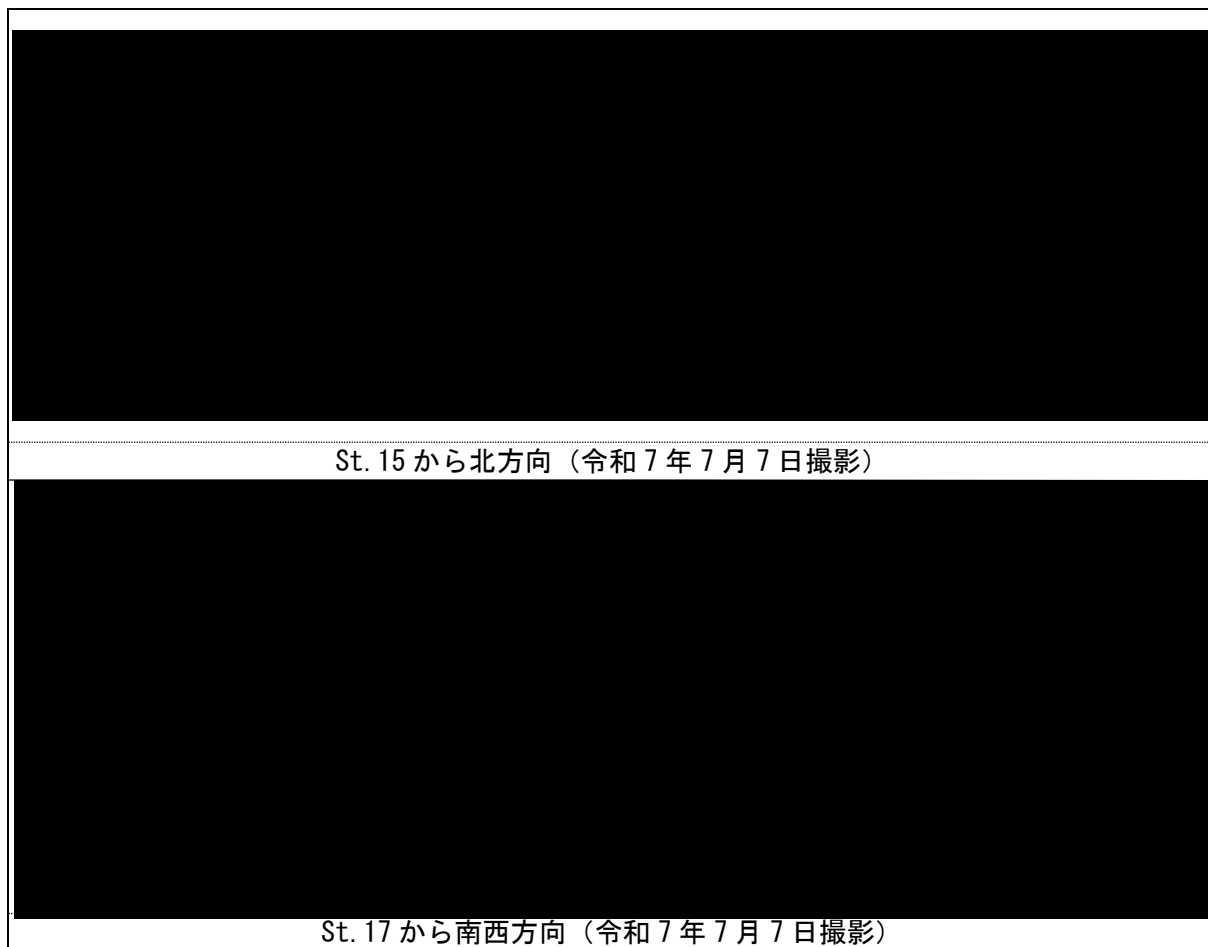


図 2.3-2 (2) 猛禽類調査地点（令和 7 年度配置）からの眺望写真

### ③調査時期・頻度

調査の実施時期は表 2.3-2 に、各年の調査日、調査時間、天候、調査地点は表 2.3-3 に示すとおりである。

クマタカの繁殖サイクルは一般に 11 月～翌年 10 月までを 1 繁殖期として捉えることが多いため、本報告では、令和 7 年度の調査結果も含め、令和 7 年繁殖期及び令和 8 年繁殖期の調査結果について整理した。

なお、評価書の事後調査計画では、行動圏調査（定点調査）の時期は 1 月、3 月、5 月、7～8 月とされていたが、1 月の確認数が少ない場合があり（平成 20～21 年調査）、2 月の方が確実に繁殖状況を把握できると考えられることから、既往の専門家からの助言を踏まえて、1 月調査を 2 月に実施した。

現地調査について、令和 7 年繁殖期の調査は、行動圏調査が 2～7 月に各月 1 回、連続した 3 日間で実施した。調査地点は、St. 1、St. 4、St. 4'、St. 5、St. 15、St. 17 から、各時期のクマタカ、サシバ等の出現状況に合わせて、1～2 地点を設定した。

令和 8 年繁殖期の調査は、行動圏調査が 2 月、3 月に各月 1 回、連続した 3 日間で実施した。調査地点は、クマタカを主対象として St. 1、St. 4'、St. 17 から、出現状況に合わせて、2 地点を設定した。

表 2.3-2 調査実施時期

| 年度      | 令和6年度   |     |      | 令和7年度 |    |    |    |    |    |    |    |     |         |     |      |    |    |
|---------|---------|-----|------|-------|----|----|----|----|----|----|----|-----|---------|-----|------|----|----|
| 年       | 令和6年    |     | 令和7年 |       |    |    |    |    |    |    |    |     |         |     | 令和8年 |    |    |
| 月       | 11月     | 12月 | 1月   | 2月    | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月     | 12月 | 1月   | 2月 | 3月 |
| 調査実施    |         |     |      | ●     | ●  | ●  | ●  | ●  | ●  |    |    |     |         |     |      | ●  | ●  |
| クマタカ繁殖期 | 令和7年繁殖期 |     |      |       |    |    |    |    |    |    |    |     | 令和8年繁殖期 |     |      |    |    |

注1) 記号凡例 ●:調査実施

注2) クマタカの繁殖期は、一般的なクマタカの繁殖サイクルを示した。

表 2.3-3 行動圏調査の実施状況

| 調査日      |    |     | 調査時間       | 天候   | 調査地点 |      |       |      |       |       |    |     |
|----------|----|-----|------------|------|------|------|-------|------|-------|-------|----|-----|
|          |    |     |            |      | St.1 | St.4 | St.4' | St.5 | St.15 | St.17 | 移動 |     |
| 令和<br>7年 | 2月 | 5日  | 8:00～16:00 | 曇のち雪 | ●    |      |       |      |       |       | ●  |     |
|          |    | 6日  | 8:00～16:00 | 晴のち曇 | ●    | ●    |       |      |       |       | ▲  |     |
|          |    | 7日  | 8:00～16:00 | 曇    | ●    |      |       |      |       |       | ●  |     |
|          | 3月 | 5日  | 8:00～16:00 | 曇のち雨 | ●    |      |       |      |       |       | ●  |     |
|          |    | 6日  | 8:00～16:00 | 曇のち雨 | ●    |      |       |      |       |       | ●  |     |
|          |    | 7日  | 8:00～16:00 | 雪    | ●    |      |       |      |       |       | ●  |     |
|          | 4月 | 10日 | 8:00～16:00 | 曇    |      |      |       |      |       | ●     |    |     |
|          |    | 11日 | 8:00～16:00 | 曇のち雨 |      |      |       |      |       | ●     |    |     |
|          |    | 12日 | 8:00～16:00 | 晴のち曇 |      |      |       |      |       | ●     |    |     |
|          | 5月 | 10日 | 8:00～16:00 | 曇時々晴 | ●    |      |       |      |       | ●     |    |     |
|          |    | 11日 | 8:00～16:00 | 晴    | ●    | ●    |       |      |       | ▲     |    |     |
|          |    | 12日 | 8:00～16:00 | 曇    |      | ●    |       |      |       | ●     |    |     |
|          | 6月 | 28日 | 8:00～16:00 | 晴    |      | ●    |       |      |       |       |    |     |
|          |    | 29日 | 8:00～16:00 | 晴    |      |      |       |      |       |       |    | ●   |
|          |    | 30日 | 8:00～16:00 | 晴    |      | ●    |       |      |       |       |    | (●) |
|          | 7月 | 7日  | 8:00～16:00 | 晴    | ●    |      | ▲     |      |       |       |    | ●   |
|          |    | 8日  | 8:00～16:00 | 曇のち晴 |      | ▲    |       | ▲    |       |       |    | ▲   |
|          |    | 9日  | 8:00～16:00 | 曇のち晴 |      |      | ●     |      |       |       |    |     |
| 令和<br>8年 | 2月 | 18日 | 8:00～16:00 | 晴    |      |      | ●     |      |       |       | ●  |     |
|          |    | 19日 | 8:00～16:00 | 晴    | ●    |      |       |      |       |       | ●  |     |
|          |    | 20日 | 8:00～16:00 | 曇    | ●    |      |       |      |       |       | ●  |     |
|          | 3月 | 17日 | 8:00～16:00 | 晴    | ●    |      |       |      |       |       | ●  |     |
|          |    | 18日 | 8:00～16:00 | 曇    | ●    |      |       |      |       |       | ●  |     |
|          |    | 19日 | 8:00～16:00 | 曇    | ●    |      | ▲     |      |       |       | ●  |     |

注) 記号凡例 ●:終日観察、▲:数時間程度の観察、(●):補足定点として調査を実施

#### ④調査方法

調査は設定定点に調査員を配置し、目視確認とした。複数人で調査する場合は、互いにトランシーバー等で連絡を取り合いながら、終日同時観察する方法とした。

調査の際には、確認個体の性別、成鳥・若鳥・幼鳥の別、行動の状況、確認時間、天候等を記録し、地形図に飛行ルート、とまり場等を記録した。

同時に確認された希少猛禽類についても、同様の事項を記録した。

また、営巣が確認され、既知の営巣木と異なっていた場合には、営巣木確認のための踏査を実施することとした。

### (2) 水質調査

#### ①調査項目

調査項目は、SS（浮遊物質質量）とした。

#### ②調査地点

調査地点は、名張川の河川内の工事箇所周辺に3地点（施工箇所の上流部、下流部及び河川への放流口）設定した。調査地点を図2.3-3に示す。

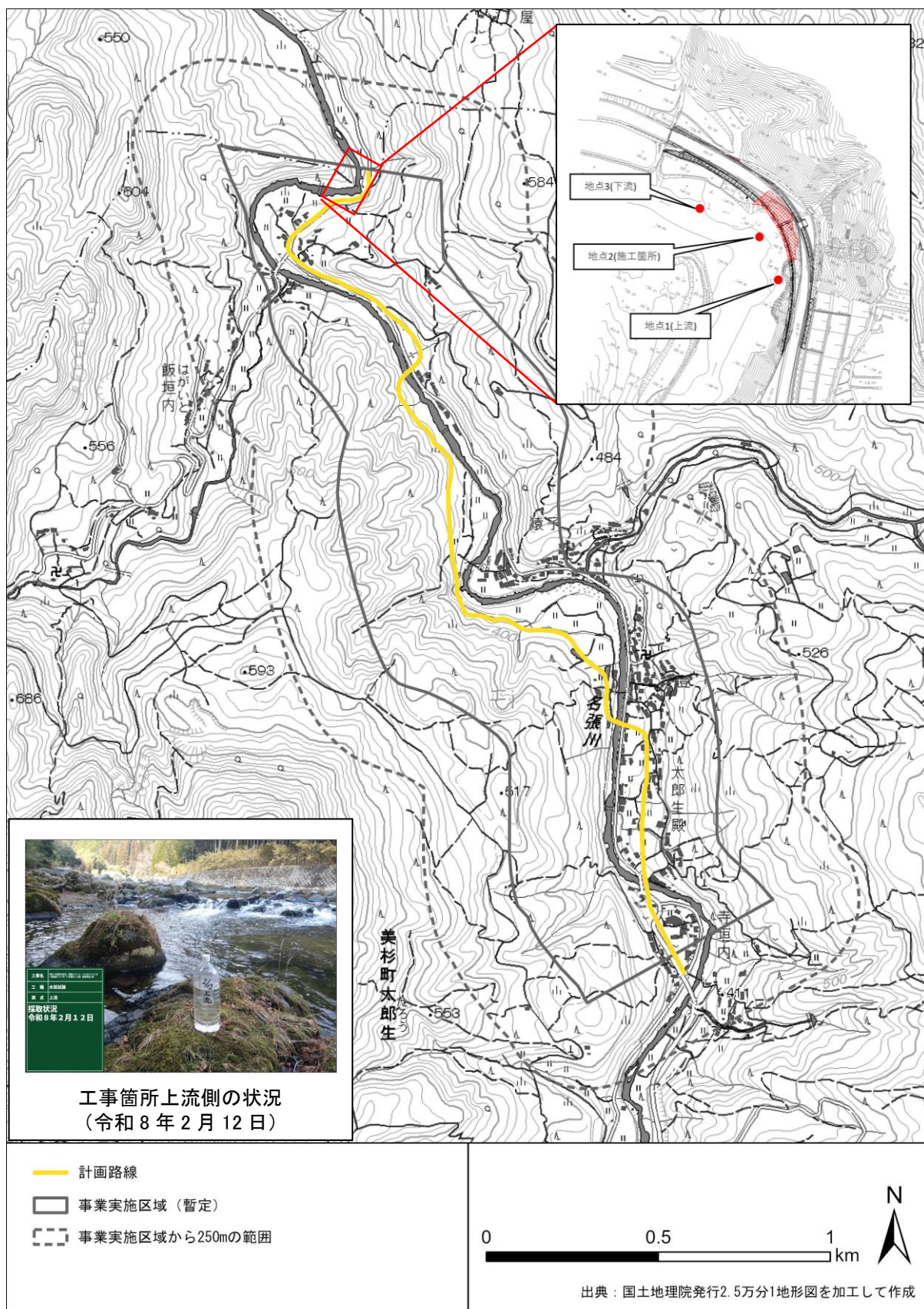


図 2.3-3 水質調査地点

### ③調査時期・頻度

調査は、表 2.3-4 に示すとおり河川への影響が考えられる工事施工中に計 2 回実施した。  
調査地点周辺の降水量は、図 2.3-4 に示すとおりである。

表 2.3-4 水質調査実施状況

| 項目              | 調査日                 | 備考      |
|-----------------|---------------------|---------|
| 水質調査<br>(SS 濃度) | 令和 8 年 2 月 12 日 (木) | 施工中・降雨後 |
|                 | 令和 8 年 2 月 26 日 (木) | 施工中・降雨後 |

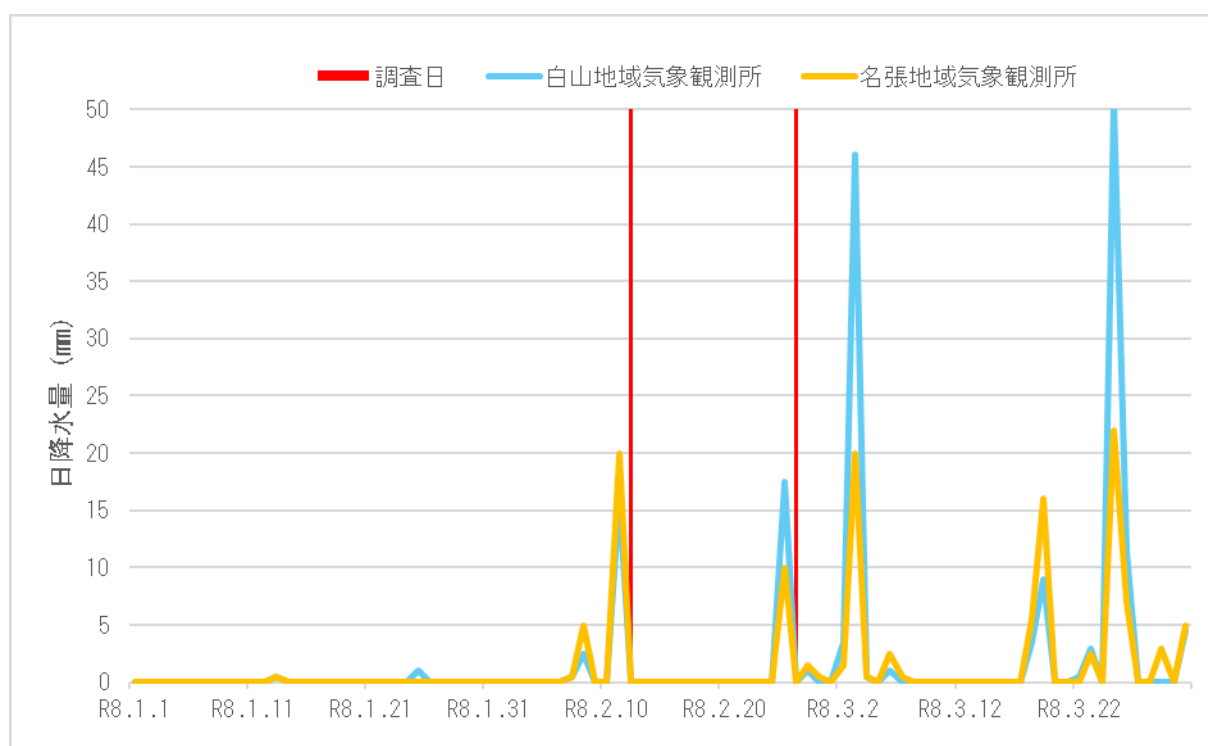


図 2.3-4 調査箇所周辺の降水量（令和 8 年 1 月～令和 8 年 3 月）

#### ④調査方法

水質調査の採水は、図 2.3-3 に示す 3 地点で行い、得られた試料を用いて SS（浮遊物質）濃度の測定を行った。測定方法は、一般国道 368 号（下太郎生拡幅）道路整備事業環境影響評価書作成時と同様の手法とし、表 2.3-5 に示す「水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）」（令和 3 年環境省告示第 62 号改正）の付表 9「浮遊物質（SS）の測定方法」に準拠した。

調査地点の名張川は、環境基準 A 類型に指定されているため、SS の測定結果は表 2.3-6 に示す類型 A の SS の基準値（25mg/L 以下）と比較した。なお、工事により付加される浮遊物質について、評価書作成時は完全混合式を用い、環境保全措置を実施した場合における浮遊物質を予測し評価しているため、本調査においても環境保全措置の実施箇所下流部（地点 3）を評価対象地点とした。

表 2.3-5 浮遊物質（SS）の測定方法

##### 付表9

##### 浮遊物質(SS)の測定方法

##### 1 器具及び装置

- (1) ろ過器
- (2) ろ過材  
孔径  $1\mu\text{m}$  で直径 24～55mm のガラス繊維ろ紙
- (3) 乾燥器  
105～110℃に温度が調節できるもの

##### 2 試験操作

- (1) ろ過材をあらかじめろ過器に取り付け、水で十分に吸引洗浄する。このろ過材を 105～110℃の乾燥器中で2時間乾燥し、デシケーター中で放冷した後、質量を求める。
- (2) このろ過材を適当なろ過器に固定し、網目2mmのふるいを通した試料の適量(乾燥後の浮遊物質が5mg以上になるようにする。)を注ぎ入れ、吸引ろ過する。更に吸引を続けながら試料容器及びろ過器の壁に付着した浮遊物質を水でろ過材の上に洗い落とし、これを水で数回洗浄した後、水分をできるだけ吸引する。
- (3) このろ過材をろ過器から取り外して時計皿等の上に移し、105～110℃の乾燥器中で2時間乾燥した後、デシケーター中で放冷する。
- (4) このろ過材及び浮遊物質の質量を量り、次式によつて試料の浮遊物質を算出する。

$$\text{浮遊物質}(\text{mg/L}) = (a - b) \times (1,000 / \text{試料量}(\text{ml}))$$

この式において、a及びbは、それぞれ次の値を表す。

a ろ過乾燥後のろ過材及び浮遊物質の質量(mg)

b ろ過材の質量(mg)

##### 備考

この測定方法における用語の定義その他でこの測定方法に定めのない事項については、日本産業規格に定めるところによる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)」(令和 3 年環境省告示第 62 号改正)

表 2.3-6 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

| 項目<br>類型                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 利用目的の適応性                           | 基準値                 |                         |                              |               |                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------|-------------------------|------------------------------|---------------|-------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                    | 水素イオン<br>濃度<br>(pH) | 生物化学的<br>酸素要求量<br>(BOD) | 浮遊物質<br>量<br>(SS)            | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌数                    |
| AA                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 水道 1 級、自然環境保全及び<br>A 以下の欄に掲げるもの    | 6.5 以上<br>8.5 以下    | 1mg/L<br>以下             | 25mg/L<br>以下                 | 7.5mg/L<br>以上 | 20CFU/<br>100ml<br>以下   |
| A                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 水道 2 級、水産 1 級、水浴及び<br>B 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下    | 2mg/L<br>以下             | 25mg/L<br>以下                 | 7.5mg/L<br>以上 | 300CFU/<br>100ml<br>以下  |
| B                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 水道 3 級、水産 2 級及び<br>C 以下の欄に掲げるもの    | 6.5 以上<br>8.5 以下    | 3mg/L<br>以下             | 25mg/L<br>以下                 | 5mg/L<br>以上   | 1000CFU/<br>100ml<br>以下 |
| C                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 水産 3 級、工業用水 1 級及び<br>D 以下の欄に掲げるもの  | 6.5 以上<br>8.5 以下    | 5mg/L<br>以下             | 50mg/L<br>以下                 | 5mg/L<br>以上   | —                       |
| D                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 工業用水 2 級、農業用水及び<br>E 以下の欄に掲げるもの    | 6.0 以上<br>8.5 以下    | 8mg/L<br>以下             | 100mg/L<br>以下                | 2mg/L<br>以上   | —                       |
| E                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 工業用水 3 級、<br>環境保全                  | 6.0 以上<br>8.5 以下    | 10mg/L<br>以下            | ごみ等の<br>浮遊が認<br>められな<br>いこと。 | 2mg/L<br>以上   | —                       |
| 備考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                    |                     |                         |                              |               |                         |
| 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ $n$ は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。<br>2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。<br>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。<br>4 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。<br>5 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。<br>6 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。 |                                    |                     |                         |                              |               |                         |

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等、 $\beta$ —中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

赤色の網掛け：今回採用した基準を示す。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）」（令和 3 年環境省告示第 62 号改正）

### 第3章 猛禽類調査の結果

#### 3.1 確認種と確認結果の概要

令和7～8年繁殖期調査の結果、表 3. 1-1に示す1目1科5種の猛禽類を確認した。

種別の確認例数は、サシバが51例で最も多く、次いでクマタカが43例、ハイタカが5例であった。

表 3. 1-1 確認された希少猛禽類一覧

| No. | 目名 | 科名 | 種名   | 繁殖期  |      |      | 重要種の選定基準   |           |           |           |                |
|-----|----|----|------|------|------|------|------------|-----------|-----------|-----------|----------------|
|     |    |    |      |      |      |      | ①          | ②         | ③         | ④         | ⑤              |
|     |    |    |      | 令和7年 | 令和8年 | 合計   | 文化財<br>保護法 | 種の<br>保存法 | 三重県<br>条例 | 環境省<br>RL | 三重県<br>RDB2025 |
| 1   | タカ | タカ | ハチクマ | 1    |      | 1    |            |           |           | DD        | CR             |
| 2   |    |    | ハイタカ | 1    | 4    | 5    |            |           |           | NT        | NT             |
| 3   |    |    | オオタカ | 1    |      | 1    |            |           |           | NT        | EN             |
| 4   |    |    | サシバ  | 51   |      | 51   |            |           | 県指定       | VU        | EN             |
| 5   |    |    | クマタカ | 26   | 40   | 66   |            | 国内        |           | EN        | EN             |
| -   | 1目 | 1科 | 5種   | 80例  | 44例  | 124例 | 0種         | 1種        | 1種        | 5種        | 5種             |
|     |    |    |      | 5種   | 2種   | 5種   |            |           |           |           |                |

注) 重要種の選定基準とカテゴリーは以下のとおり。

①「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)

天然: 天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)

国内: 国内希少野生動植物種

③「三重県自然環境保全条例」(平成15年三重県条例第2号)

県指定: 三重県指定希少野生動植物種

④「環境省第5次レッドリスト(鳥類)」(令和8年3月、環境省)

EN: 絶滅危惧ⅠB類 VU: 絶滅危惧Ⅱ類 NT: 準絶滅危惧

⑤「三重県レッドデータブック2025」(令和8年3月、三重県)

CR: 絶滅危惧ⅠA類 EN: 絶滅危惧ⅠB類 VU: 絶滅危惧Ⅱ類 NT: 準絶滅危惧

(繁): 繁殖個体群 (越): 越冬個体群

## 3.2 希少猛禽類の確認状況

### (1) クマタカ

令和 7～8 年繁殖期の調査におけるクマタカの確認状況は表 3.2-1 に、確認位置図は図 3.2-1 及び図 3.2-2 に示すとおりである。

表 3.2-1 クマタカの確認状況（令和 7～8 年繁殖期）

| 繁殖期  | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 合計例数 |
|------|----|----|----|----|----|----|------|
| 令和7年 | 7  | 4  | 3  | 6  | 4  | 2  | 26   |
| 令和8年 | 23 | 17 | —  | —  | —  | —  | 40   |

注) 「—」は調査前であることを表す。

#### ①クマタカの行動圏調査

##### 【令和 7 年繁殖期】

令和 7 年繁殖期の調査では、令和 7 年 2～7 月に延べ 26 例確認した。

2 月に既知営巣地（KN3）付近でペアの並びとまりや交尾行動が見られ、今季、繁殖の可能性が示唆された。その後も既知営巣地（KN3）への出入りが見られ、抱卵期にあたる 3～4 月調査では、終日に渡ってペアの雌が巣内に留まっていたことから、抱卵中であると推測された。

しかし、5 月調査以降、営巣への出入りが見られなくなったことから、令和 7 年繁殖期は、繁殖を中止または失敗したものと考えられた。

##### 【令和 8 年繁殖期】

令和 8 年繁殖期の調査では、令和 8 年 2～3 月に延べ 40 例を確認した。

2 月（造巣期）に既知営巣木（KN3）への滞在や、その周辺での交尾やペアの並びとまり等の繁殖行動が見られ、令和 8 年繁殖期における繁殖の兆候が示唆された。

3 月（造巣期～抱卵期）には、既知営巣木（KN3）付近の生息は確認されたものの、巣への出入り・滞在は確認されなかった。

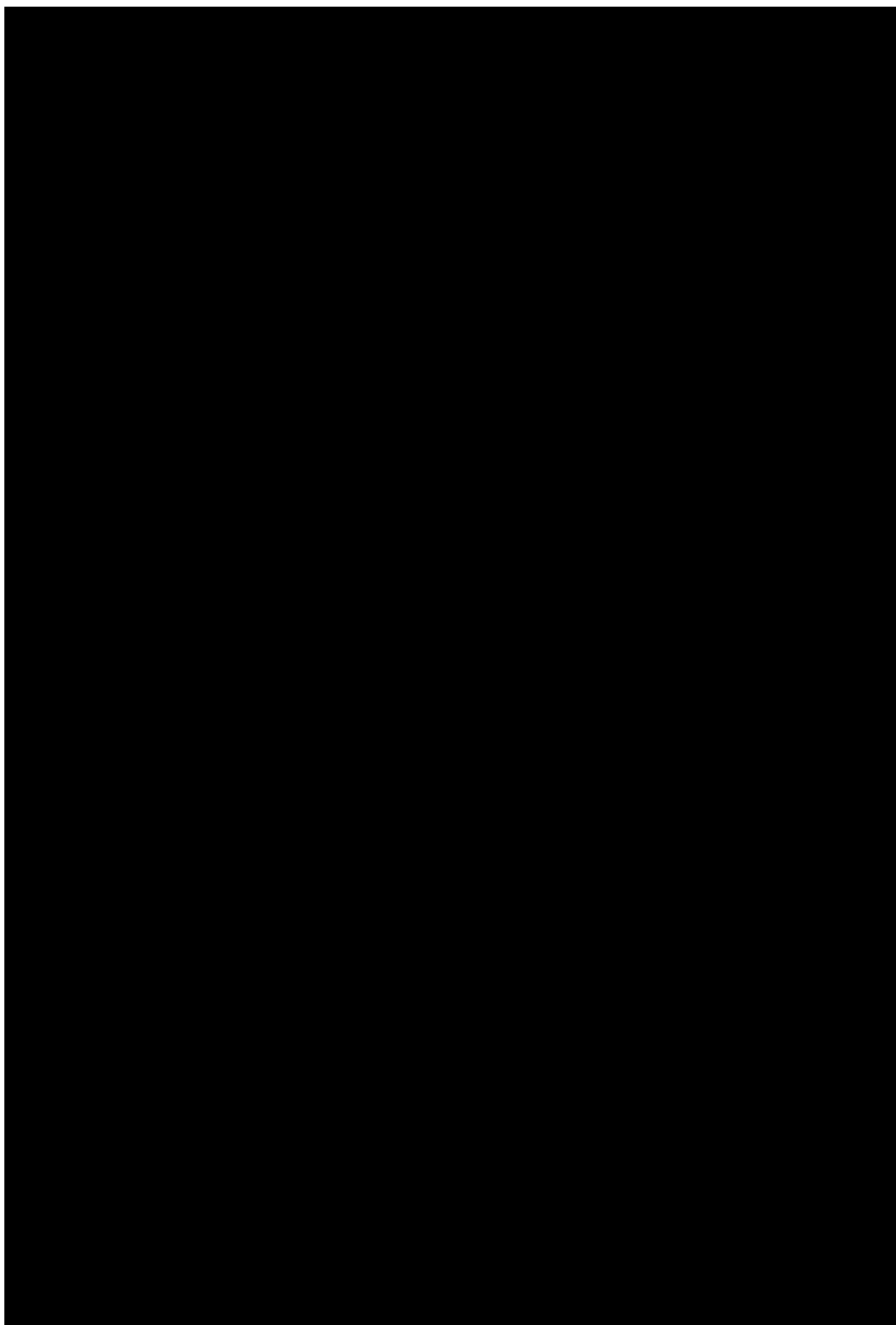


図 3.2-1 クマタカ確認位置図（行動圏調査：令和 7 年繁殖期）

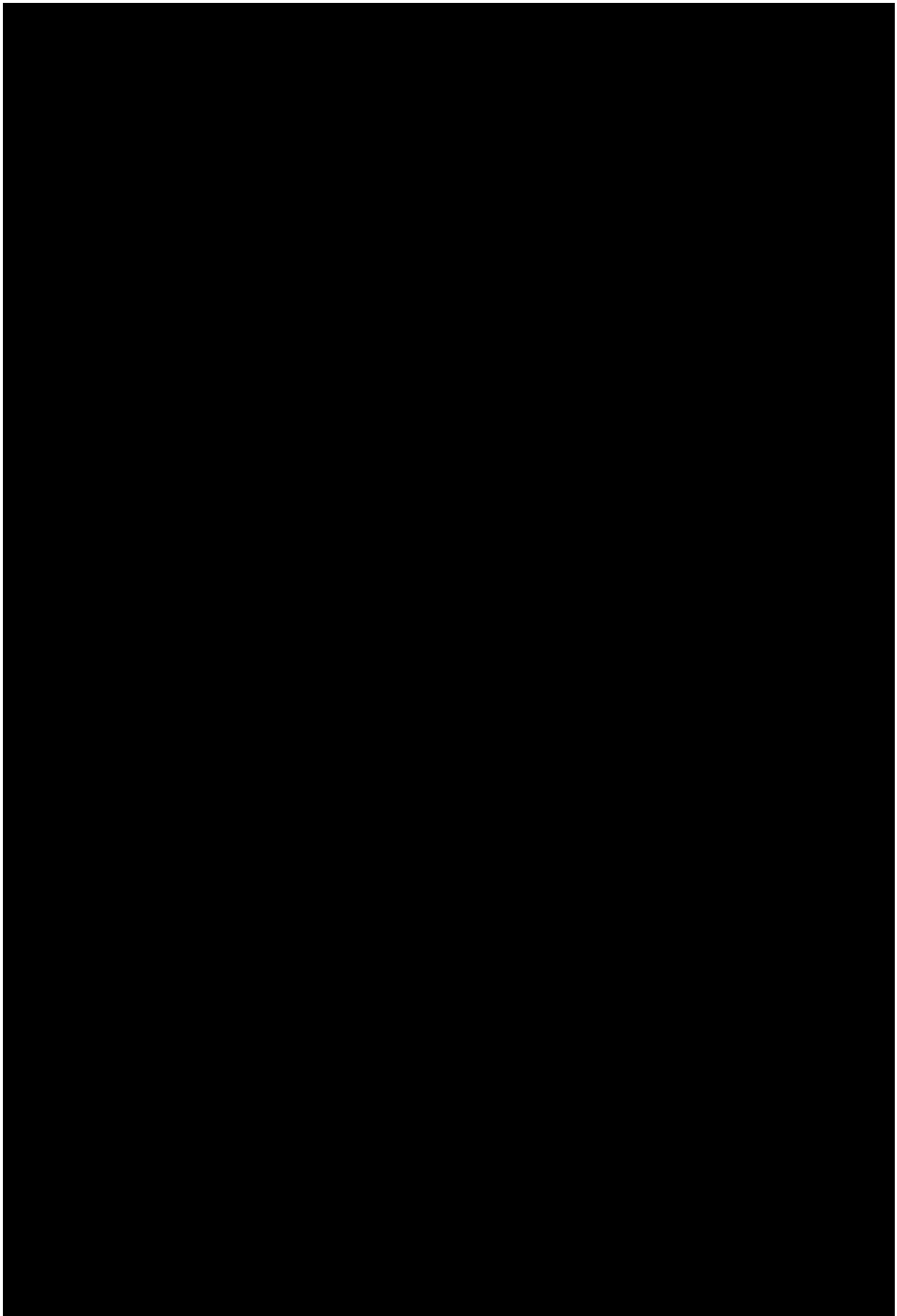


図 3.2-2 クマタカ確認位置図（行動圏調査：令和 8 年繁殖期前半）

## ②クマタカの生息・繁殖状況

クマタカ■■■■ペアの経年繁殖状況は、表 3.2-2 に示すとおりである。

クマタカ■■■■ペアは、令和 4 年繁殖期には、既知巣 KN3 で順調に造巢、抱卵、育雛を行い、7 月調査時には巣立ち間近の雛が確認された。令和 5 年繁殖期は、令和 4 年生まれの幼鳥が留まり、■■■■ペアの繁殖活動は確認されなかった。令和 6 年は造巢行動が見られたものの産卵の確認はなく、令和 7 年は抱卵または育雛期に繁殖中止または失敗が確認されている。

クマタカ■■■■ペアの経年繁殖状況については、平成 19～令和 6 年の 16 回の繁殖期（平成 24～26 年の調査未実施期間を除く）を通して繁殖成功が確認されたのは、平成 20 年、平成 28 年、平成 31（令和元）年、令和 4 年の 4 回となっている。

営巣場所については、平成 19、22、27、28、29、30 年の計 6 シーズンの繁殖活動では、■■■■の営巣木（KN1）を利用し、平成 31（令和元）年には、KN1 近傍の新たな営巣木（KN3）を利用した。KN3 では平成 31 年、令和 3 年、4 年、7 年に繁殖活動が確認された。一方、■■■■の営巣木（KN2）では、平成 20 年に繁殖成功が確認されたが、それ以降は利用されていない。

表 3.2-2 クマタカ■■■■ペアの経年繁殖状況

| 繁殖期               | 繁殖の成否 |                                    | 営巣場所 | 営巣木 |
|-------------------|-------|------------------------------------|------|-----|
| 平成 19 年           | △     | 雄の巣材搬入を確認                          | ■■■■ | KN1 |
| 平成 20 年           | ○     | 7 月に幼鳥が巣立ち                         | ■■■■ | KN2 |
| 平成 21 年           | ×     | 昨年幼鳥が行動圏に留まる                       | ×    | ×   |
| 平成 22 年           | △     | 抱卵中に途中失敗                           | ■■■■ | KN1 |
| 平成 23 年           | ×/△   | 繁殖期初期に途中失敗                         | ■■■■ | 不明  |
| 平成 24 年           | －     |                                    | －    | －   |
| 平成 25 年           | －     |                                    | －    | －   |
| 平成 26 年           | －     |                                    | －    | －   |
| 平成 27 年           | △     | 造巢活動のみで産卵は確認されず                    | ■■■■ | KN1 |
| 平成 28 年           | ○     | 7 月上旬に幼鳥が巣立ち                       | ■■■■ | KN1 |
| 平成 29 年           | △     | 造巢活動のみで産卵は確認されず                    | ■■■■ | KN1 |
| 平成 30 年           | △     | 雛を確認したが幼鳥の巣立ちは確認されず巣内育雛期に途中失敗      | ■■■■ | KN1 |
| 平成 31 年<br>(令和元年) | ○     | 7 月上旬に幼鳥が巣立ち                       | ■■■■ | KN3 |
| 令和 2 年            | ×     | 昨年幼鳥が行動圏に留まる                       | ×    | ×   |
| 令和 3 年            | ×/△   | 繁殖期初期に途中失敗                         | ■■■■ | KN3 |
| 令和 4 年            | ○     | 7 月下旬に巣内雛を確認し、翌年の 1～3 月に巣立ち後の幼鳥を確認 | ■■■■ | KN3 |
| 令和 5 年            | ×     | 昨年幼鳥が行動圏に留まる                       | ×    | ×   |
| 令和 6 年            | ×     | 産卵の確認なし                            | ■■■■ | KN3 |
| 令和 7 年            | △     | 抱卵または育雛期に途中失敗                      | ■■■■ | KN3 |

記号凡例) ○：繁殖成功、△：繁殖中断・失敗、×：繁殖活動なし、－：調査未実施

(2) サシバ

令和7年繁殖期の調査におけるサシバの確認状況は表 3.2-3 に、確認位置図は図 3.2-3 に示すとおりである。

表 3.2-3 サシバの確認状況（令和 7～8 年繁殖期）

| 繁殖期  | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 合計例数 |
|------|----|----|----|----|----|----|------|
| 令和7年 |    |    | 5  | 8  | 19 | 19 | 51   |
| 令和8年 |    |    | —  | —  | —  | —  | 0    |

注) 空欄は確認がなかったことを、「－」は調査前であることを表す。

### ①サシバの行動圏調査

【令和7年繁殖期】

令和 7 年繁殖期は工事計画を踏まえ、

で営巣が確認されているサシバペアの生息状況に注目し観察を行った。

サシバは、令和7年4～7月の調査にて延べ51例が確認された。

4 月調査では、既知巣 SN5 周辺で [REDACTED] ペアと推測される成鳥の生息が確認された。

5月～7月調査では、[REDACTED]ペアと推測される成鳥は確認されなかった。

【令和 8 年繁殖期】

調査期間である 2～3 月においては、越冬地からのサシバの飛来は確認されなかった。

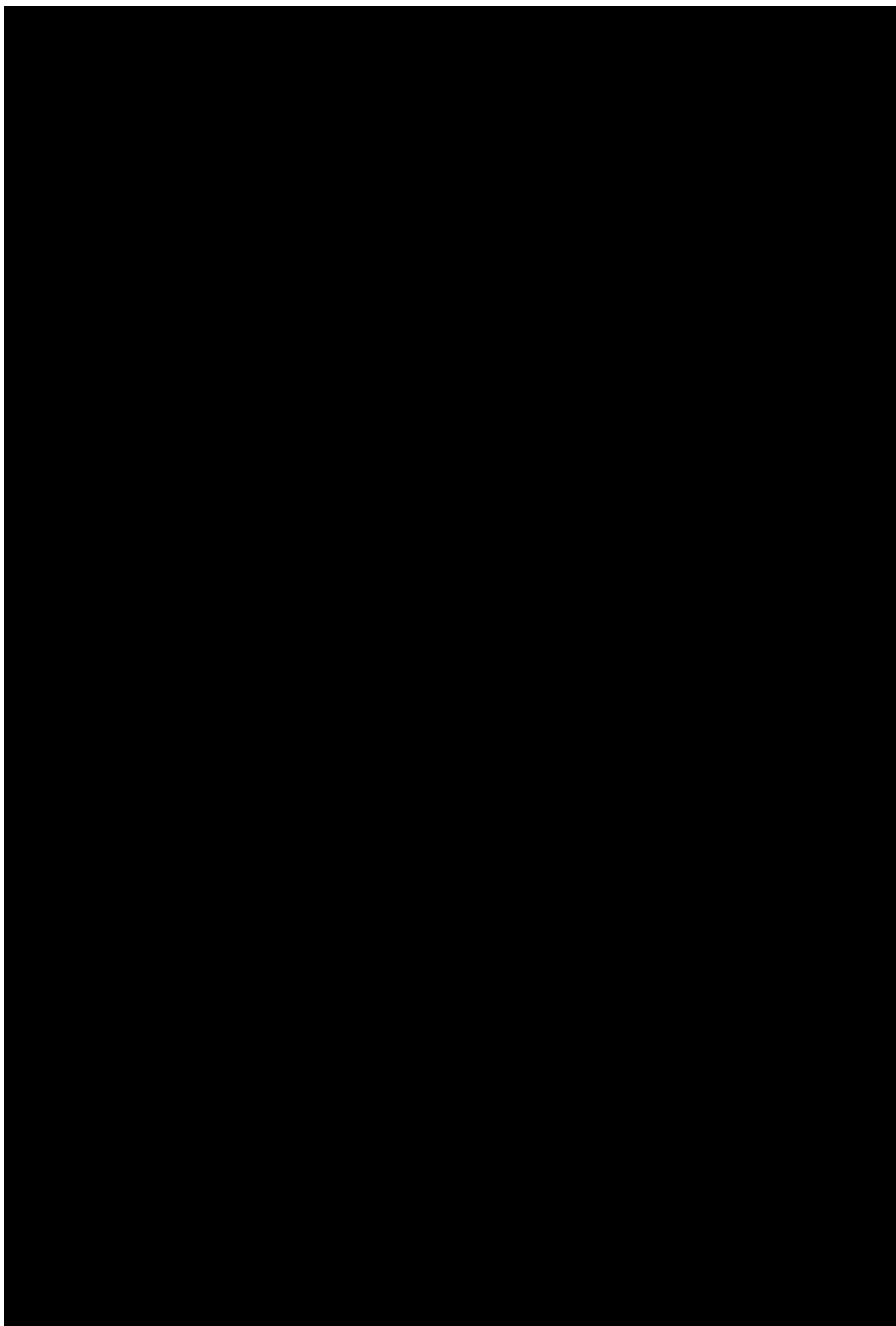


図 3.2-3 サシバ確認位置図（行動圏調査：令和 7 年繁殖期）

## ②サシバの生息・繁殖状況

調査範囲におけるサシバの経年繁殖状況は、表 3.2-4 に示すとおりである。

サシバは、平成 20～22 年に[ ]で集中的な出現がみられ、繁殖行動も確認された。平成 23 年以降は調査未実施期間もあるものの、平成 29 年まで繁殖兆候は確認されず、平成 30 年調査では[ ]に営巣している可能性が推察された。また、平成 31（令和元）年は、[ ]と[ ]で繁殖を確認しており、令和 2 年調査においても、[ ]で繁殖兆候が、[ ]で営巣が確認された。その後、令和 3 年には繁殖行動は確認されなかったが、令和 4 年は再び[ ]及び[ ]で繁殖兆候が確認された。令和 6 年は[ ]及び[ ]の既知営巣木周辺で育雛中の巣が確認された。令和 7 年は[ ]で巣立ち間際の幼鳥が確認された。

表 3.2-4 調査範囲におけるサシバの経年繁殖状況

| 繁殖期               | 繁殖の成否 |                                          | 営巣位置 | 営巣木       |
|-------------------|-------|------------------------------------------|------|-----------|
| 平成 19 年           | —     |                                          | —    |           |
| 平成 20 年           | △     | 繁殖行動を確認                                  | [ ]  |           |
| 平成 21 年           | △     | 繁殖行動を確認                                  | [ ]  |           |
| 平成 22 年           | △     | 繁殖行動を確認                                  | [ ]  |           |
| 平成 23 年           | ×     |                                          |      |           |
| 平成 24 年           | —     |                                          | —    |           |
| 平成 25 年           | —     |                                          | —    |           |
| 平成 26 年           | —     |                                          | —    |           |
| 平成 27 年           | ×     |                                          |      |           |
| 平成 28 年           | ×     |                                          |      |           |
| 平成 29 年           | ×     |                                          |      |           |
| 平成 30 年           | △     | 繁殖行動を確認                                  | [ ]  |           |
|                   |       |                                          | [ ]  |           |
| 平成 31 年<br>(令和元年) | ○     | 7 月上旬に幼鳥が巣立ち                             | [ ]  | SN1       |
|                   |       |                                          | [ ]  | SN2       |
| 令和 2 年            | △     | 繁殖に関する行動を確認                              | [ ]  | SN1       |
|                   |       |                                          | [ ]  | SN3       |
| 令和 3 年            | ×     |                                          |      |           |
| 令和 4 年            | (○)   | 7 月下旬(巣外育雛期・独立期)に幼鳥を確認<br>※5 月に繁殖行動は未確認。 | [ ]  | SN1 周辺    |
|                   | (○)   | 7 月下旬(巣外育雛期・独立期)に幼鳥を確認<br>※5 月に繁殖行動は未確認。 | [ ]  | SN2, 3 周辺 |
| 令和 5 年            | (●)   | 6 月中旬に巣内雛を確認。                            | [ ]  | SN4       |
|                   | (●)   | 6 月中旬に巣内雛を確認。                            | [ ]  | SN5       |
| 令和 6 年            | (●)   | 6 月中旬に巣内雛を確認。                            | [ ]  | SN4       |
|                   | (●)   | 6 月中旬に巣内雛を確認。                            | [ ]  | SN6       |
| 令和 7 年            | (○)   | 巣立ち間際の幼鳥を確認。                             | [ ]  | SN7       |
|                   | ×     | 生息を確認したが繁殖行動なし。                          | [ ]  |           |

記号凡例) ○：繁殖成功 (○)：巣周辺で幼鳥を確認 (●)：巣内雛を確認

△：繁殖中断・失敗 ×：繁殖活動なし -：調査未実施

### (3) その他の希少猛禽類

#### ①ハチクマ

令和 7～8 年繁殖期の調査におけるハチクマの確認状況は表 3.2-5、確認位置図は図 3.2-4 に示すとおりである。

表 3.2-5 ハチクマの確認状況（令和 7～8 年繁殖期）

| 繁殖期  | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 合計例数 |
|------|----|----|----|----|----|----|------|
| 令和7年 |    |    |    | 1  |    |    | 1    |
| 令和8年 |    |    | —  | —  | —  | —  | 0    |

注) 空欄は確認がなかったことを、「—」は調査を行っていないことを表す。

#### 【令和 7 年繁殖期】

ハチクマは、5 月に成鳥性不明が 1 例のみ確認された。繁殖に関わる指標行動の確認はなく、5 月は本種の国内移動期にあたり、確認した個体は渡り途中の個体であると考えられた。

#### 【令和 8 年繁殖期】

調査期間である 2～3 月においては、越冬地からのハチクマの飛来は確認されなかった。

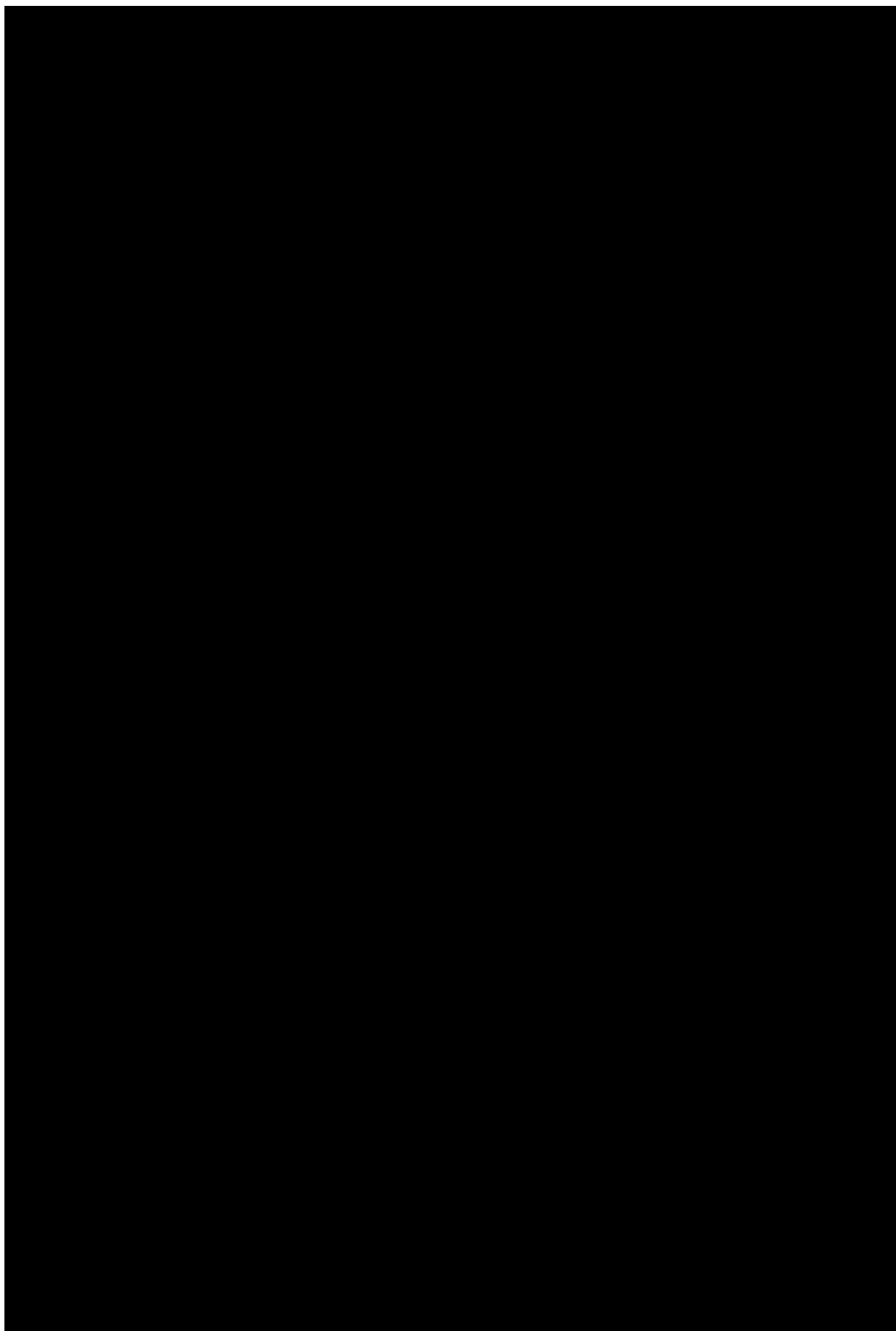


図 3.2-4 ハチクマ確認位置図（行動圏調査：令和 7 年繁殖期）

## ②ハイタカ

令和 7～8 年繁殖期の調査におけるハイタカの確認状況は表 3.2-6、確認位置図は図 3.2-5 に示すとおりである。

表 3.2-6 ハイタカの確認状況（令和 7～8 年繁殖期）

| 繁殖期  | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 合計例数 |
|------|----|----|----|----|----|----|------|
| 令和7年 | 1  |    |    |    |    |    | 1    |
| 令和8年 | 3  | 1  | —  | —  | —  | —  | 4    |

注）空欄は確認がなかったことを、「—」は調査を行っていないことを表す。

### 【令和 7 年繁殖期】

ハイタカは、2 月の調査で成鳥性不明が 1 例のみ確認された。繁殖に関わる指標行動の確認はなかったことから、事業実施区域周辺での繁殖の可能性は低いと考えられる。

### 【令和 8 年繁殖期】

ハイタカは、2～3 月の調査で成鳥オスが 1 例、成鳥メスが 1 例、成鳥性不明が 2 例の計 4 例が確認された。繁殖に関わる指標行動の確認はなかったことから、事業実施区域周辺での繁殖の可能性は低いと考えられる。

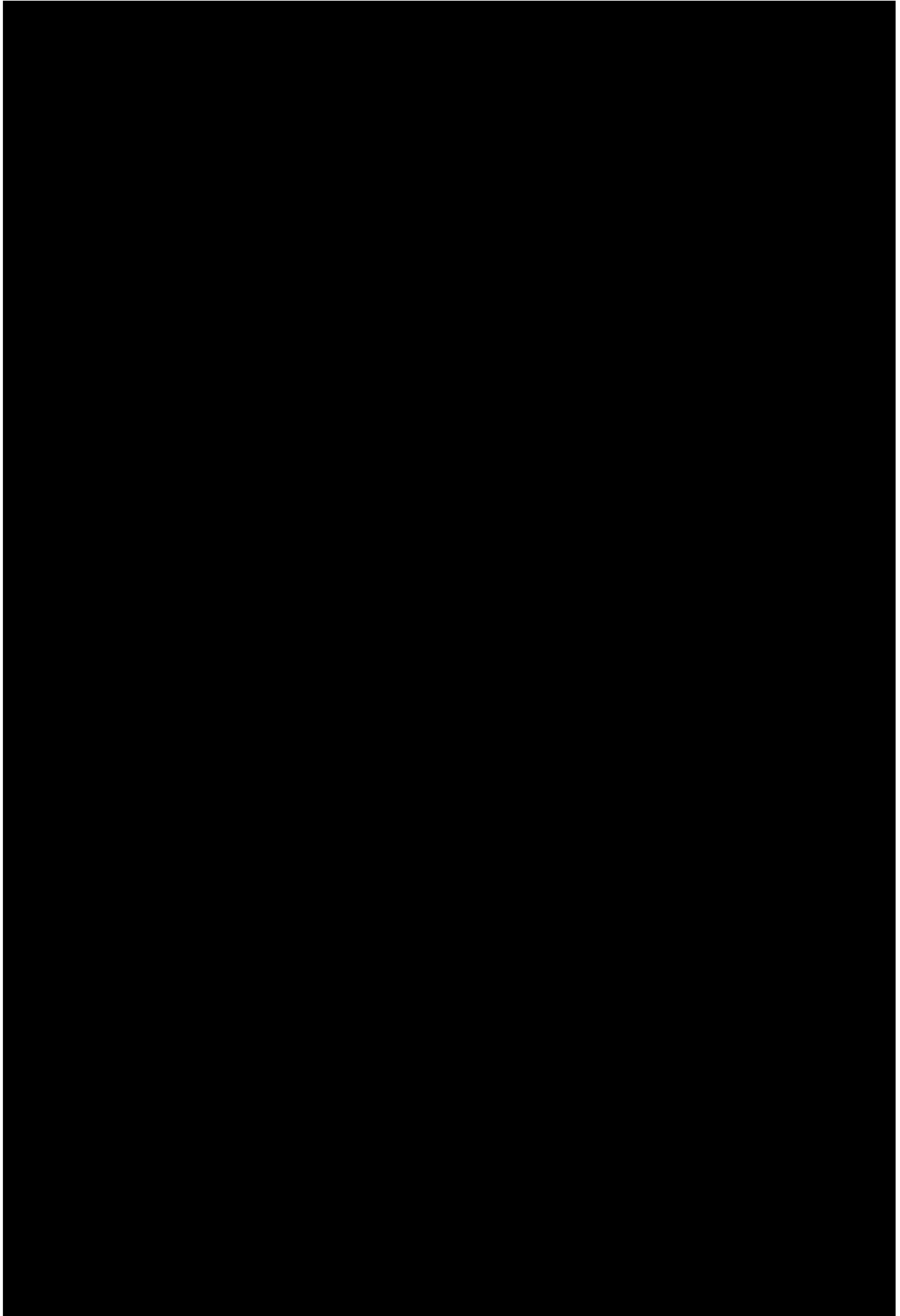


図 3.2-5 (1) ハイタカ確認位置図（行動圏調査：令和 7 年繁殖期）

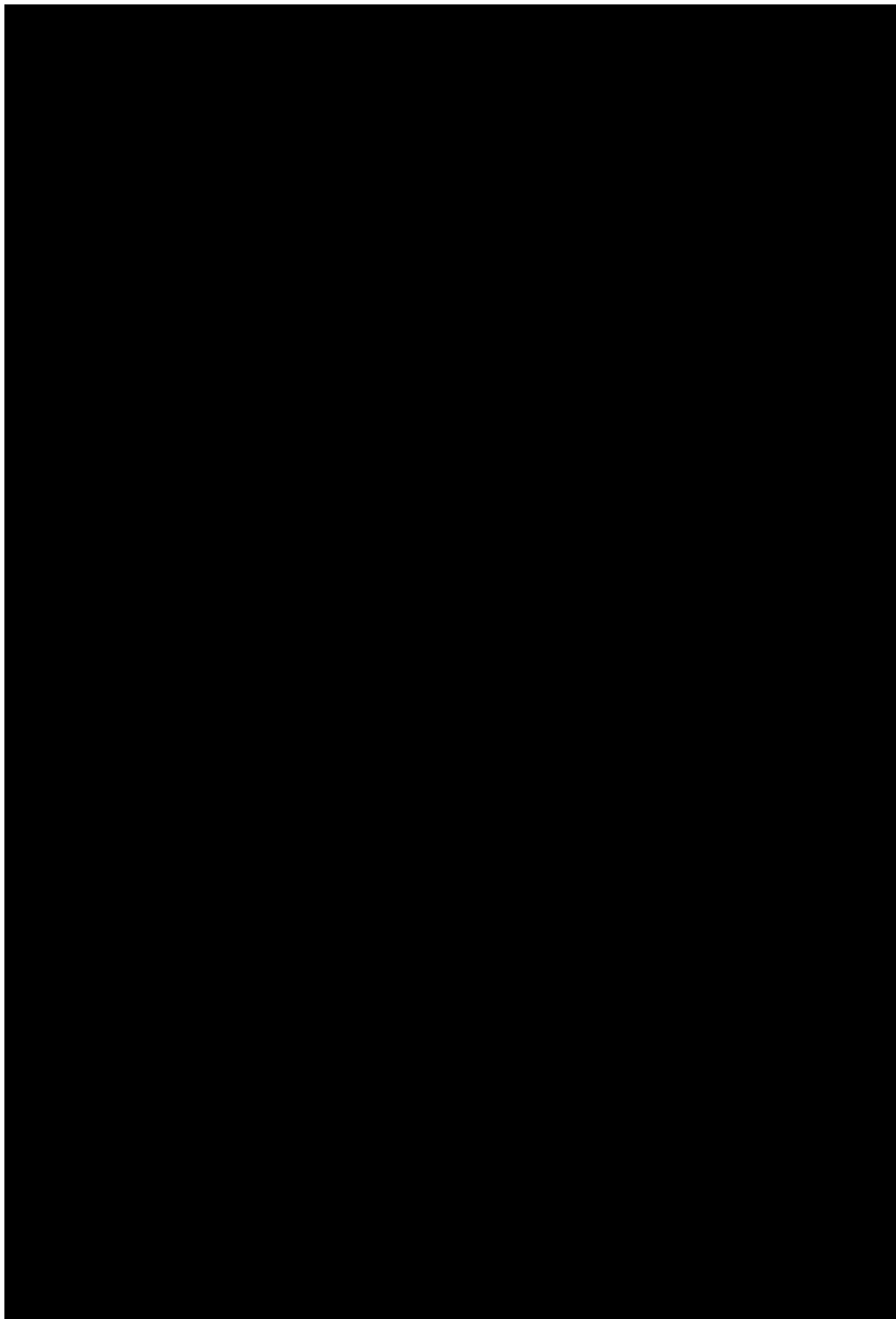


図 3.2-5 (2) ハイタカ確認位置図（行動圏調査：令和 8 年繁殖期前半）

#### ④オオタカ

令和 7～8 年繁殖期の調査におけるオオタカの確認状況は表 3.2-7、確認位置図は図 3.2-6 に示すとおりである。

表 3.2-7 オオタカの確認状況（令和 7～8 年繁殖期）

| 繁殖期  | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 合計例数 |
|------|----|----|----|----|----|----|------|
| 令和7年 | 1  |    |    |    |    |    | 1    |
| 令和8年 |    |    | —  | —  | —  | —  | 0    |

注) 空欄は確認がなかったことを、「—」は調査を行っていないことを表す。

#### 【令和 7 年繁殖期】

オオタカは、2 月の調査で令和 6 年生まれと推測される幼鳥が 1 例のみ確認された。繁殖に関わる指標行動の確認はなかったことから、事業実施区域周辺での繁殖の可能性は低いと考えられる。

#### 【令和 8 年繁殖期】

オオタカは確認されていない。

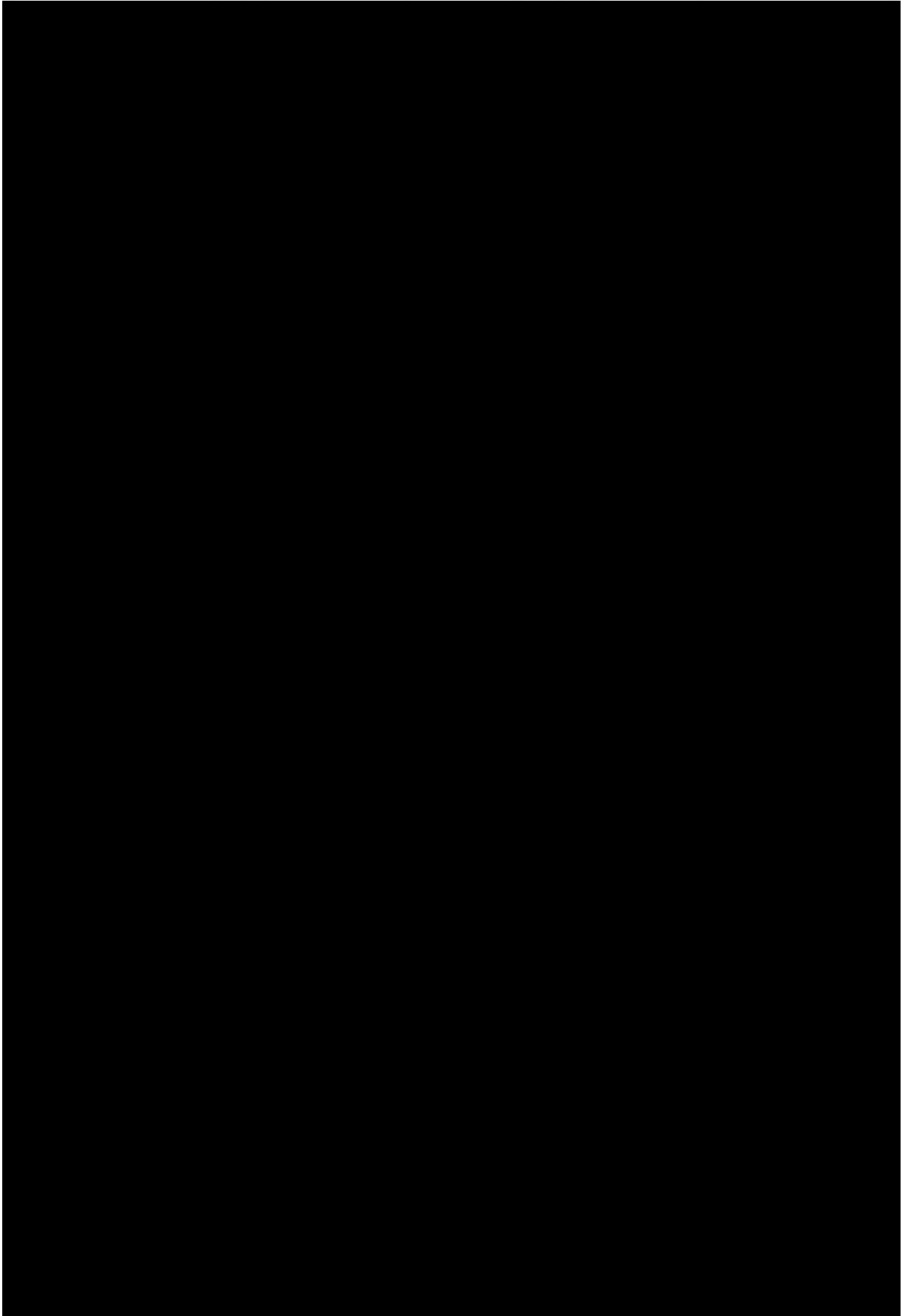


図 3.2-6 オオタキ確認位置図（行動圏調査：令和 7 年繁殖期）

### 3.3 希少猛禽類調査結果についての考察

現地調査で確認された5種の希少猛禽類について、事業実施区域及びその周辺の利用状況について整理した。

#### (1) クマタカ

##### 【令和7年繁殖期】

令和7年繁殖期には、当該事業による工事は2～4月にかけては大型重機の稼働はほとんどなく人力施工が主体であった。クマタカ[ ]ペアの営巣場所（巣 KN3）は[ ]に位置し、工事箇所との直線距離は[ ]であった。

営巣箇所と工事箇所の距離、調査期間中に道路改良工事に対する忌避行動は見られなかったことから、工事に伴う[ ]ペアへの影響はほとんどなかったものと考えられる。

##### 【令和8年繁殖期】

令和8年繁殖期には、当該事業による工事は2～3月に削孔機1台が稼働していた。断続的に工事騒音が生じていた。クマタカ[ ]ペアの想定された営巣場所（巣 KN3）は尾根を挟んで工事箇所の裏側に位置し、工事箇所との直線距離は約830mであった。

令和8年2月には、巣 KN3 周辺で[ ]ペアの並びとまりや交尾行動等の繁殖兆候を確認したほか、3月には巣 KN3 周辺での生息が確認された。

工事中に関わらず繁殖兆候が見られており、これらの繁殖活動中に工事に対する忌避行動も確認されていないことから、令和8年3月時点では道路改良工事に伴う[ ]ペアへの影響はほとんどないと考えられる。

#### (2) サシバ

##### 【令和7年繁殖期】

サシバ[ ]ペアは4月に生息を確認したが、5月以降は確認されていない。

サシバが確認された[ ]周辺では、現在工事を行われていないが、令和9年度に着工が予定されている。

今後の工事着手に向けて、引き続き繁殖動向を把握していく必要があると考えられる。

### (3) その他の希少猛禽類

#### ①ハチクマ

##### 【令和 7 年繁殖期】

令和 7 年 5 月調査で計 1 例確認した。繁殖に関わる指標行動の確認はなかったことから、事業実施区域周辺での繁殖の可能性は低く、事業実施による影響はないと考えられる。

#### ②ハイタカ

##### 【令和 7 年繁殖期】

令和 7 年 2 月調査で 1 例確認した。繁殖に関わる指標行動の確認はなかったことから、事業実施区域周辺での繁殖の可能性は低く、事業実施による影響はないと考えられる。

##### 【令和 8 年繁殖期】

令和 8 年 2～3 月調査で計 4 例確認した。繁殖に関わる指標行動の確認はなかったことから、事業実施区域周辺での繁殖の可能性は低く、事業実施による影響はないと考えられる。

#### ③オオタカ

##### 【令和 7 年繁殖期】

令和 7 年 2 月調査で 1 例確認した。繁殖に関わる指標行動の確認はなかったことから、事業実施区域周辺での繁殖の可能性は低く、事業実施による影響はないと考えられる。

##### 【令和 8 年繁殖期】

オオタカは確認されていない。

## 第4章 水質調査結果

### 4.1 調査結果

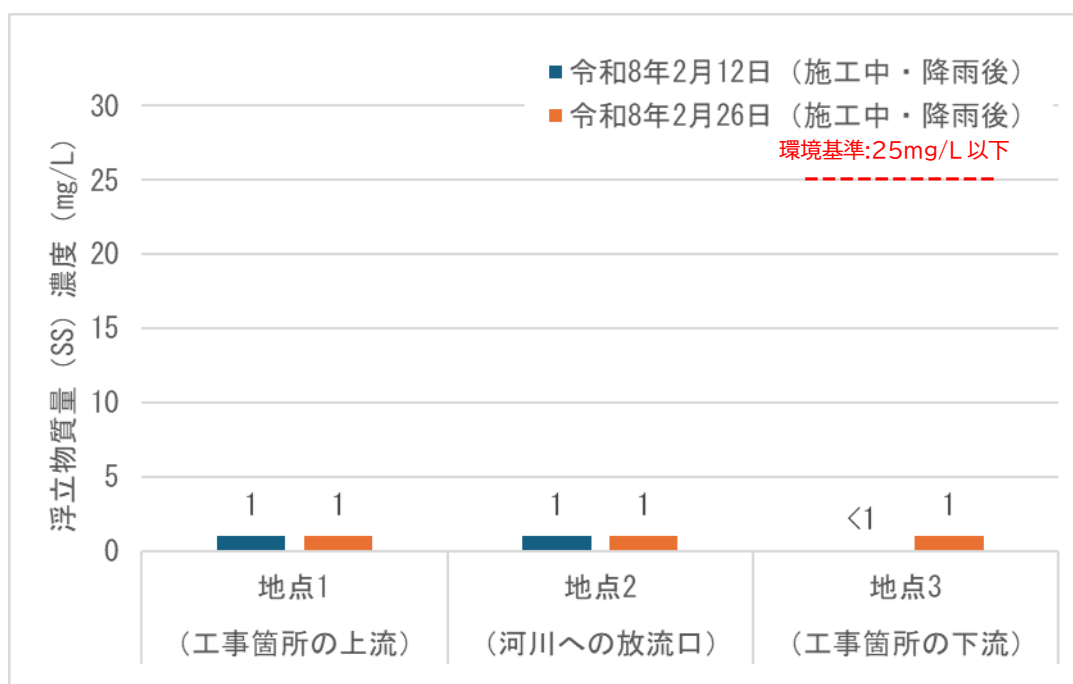
水質調査結果は、表 4.1-1、図 4.1-1に示すとおりである。SS（浮遊物質）濃度は、2月12日が<1~1mg/L、2月26日が1mg/Lであった。

地点3(工事箇所の下流)では、2月12日の調査で<1mg/L、2月26日の調査で1mg/Lと、いずれも環境基準（25mg/L 以下）を満たしていた。

表 4.1-1 水質調査結果（令和7年度）

| 調査日                    | SS 濃度 (mg/L)      |                   |                   |
|------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                        | 地点 1<br>(工事箇所の上流) | 地点 2<br>(河川への放流口) | 地点 3<br>(工事箇所の下流) |
| 令和8年2月12日<br>(施工中・降雨後) | 1                 | 1                 | <1                |
| 令和8年2月26日<br>(施工後・降雨後) | 1                 | 1                 | 1                 |

注) 「<1」は定量下限値未満であることを示す。



注) 「<1」は定量下限値未満であることを示す。

図 4.1-1 水質調査結果（令和7年度）

### 4.2 水質調査結果についての考察

2月12日、2月26日の調査のいずれも、工事箇所の下流である地点3では、環境基準（25mg/L 以下）を満たしており、工事箇所の上流である地点1と同程度または低い値であった。また、河川への放流口である地点2において、SS 濃度の上昇もみられなかった。

このことから、工事の実施による水の濁りは軽微なものであり、環境影響の程度は著しくないと考えられる。

## 第5章 オオサンショウウオ調査結果

令和 7 年度は、河道内の改変を伴う工事を行わなかったため、オオサンショウウオに係る調査は実施しなかった。

## 第6章 事後調査の結果の検討に基づき必要な措置

### 6.1 猛禽類調査

クマタカの令和 7 年繁殖期及び令和 8 年繁殖期前半の生息状況については、評価書に記載した措置以外に新たな措置を講じる必要があると考えられる大きな変化は認められなかった。次年度以降も引き続きモニタリングを行うとともに、必要に応じて、コンディショニング<sup>注1)</sup>等の保全対策を検討していく必要がある。

サシバについては、令和 7 年は[REDACTED]で巣立ち間際の幼鳥が確認された。このため、今後の調査でも引き続き繁殖動向を把握していく必要があると考える。

### 6.2 水質調査

2 月 12 日、2 月 26 日の調査のいずれも、工事箇所の下流である地点 3 では、環境基準(25mg/L 以下)を満たしており、工事箇所の上流である地点 1 と同程度または低い値であったことから、工事の実施による環境影響の程度は著しくないと考えられる。よって、水質の維持には問題がないため、新たな措置を講じる必要はないと考える。

次年度以降も、水質に影響を生じる可能性が高い工事を実施する場合には、事後調査計画に基づいた調査を実施することとする。

### 6.3 オオサンショウウオ調査

令和 7 年度は、河川内での工事作業は行わなかったため、オオサンショウウオへの影響はないと考えられる。

次年度以降、河川環境に影響を生じる可能性が高い工事を実施する場合には、事後調査計画に基づいた調査を実施することとする。

---

注1) コンディショニング(馴化)：工事の刺激を徐々に強めていって個体を慣らさせる保全対策の手法。工事規模の段階的拡大、機械の稼働時間を段階的に長くしていく等。(猛禽類保護の進め方(改訂版)－特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて－(環境省自然保護局野生生物課, 2012))